

## 第 11 期事業計画

### 【権利処理】

#### (1) 映像実演の権利処理を適正に行う事業

- ・実演権利者より委任を受けた一任型の許諾及び分配に関する業務について、芸団協(公益社団法人日本芸能実演家団体協議会)並びに、aRma(一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構)に復委任をするとともに、権利処理を適正に行う。
- ・aRmaに申請された放送番組全部利用について、本機構委託者を確定させる等、権利処理を適正に行う。
- ・実演権利者より委任を受けた非一任型の許諾及び分配に関する業務について、独自の電子許諾システム「PREX」を利用し、映像作品の部分利用や対象実演家の写真・肖像の使用等について権利処理を適正に行う。
- ・映像作品の部分利用等について、より迅速かつ円滑に権利処理を行うため、申請受付や許諾回答など「利用者—PRE—委託者」間における相互伝達を全て PREX 上で行うことを目指す。それに伴い、放送局の PREX 導入並びに、委託者へも PREX の利用を促進する。
- ・放送番組全部利用のうち、ビデオグラム化の申請について、引き続き委託者へ通知を行うとともに、通知方法の見直しを行う。
- ・より適正かつ迅速な権利処理遂行の可能性を様々な視点から検討する。

#### (2) 使用料等の徴収と適切な分配を行う事業

- ・前(1)により受領・徴収した使用料等の適切な分配を、本年6月と11月に行う。
- ・徴収及び分配業務の安全かつ確実な実施のために、システムの機能を向上させる。
- ・委託者が分配内容などをインターネット上で確認できる専用ページの設置を検討する。

#### (3) 映像実演の権利者に関するデータの収集と管理

- ・実演権利者の権利処理を適切に行うため、委任登録票及び委任者リストを取得・管理し、データの厳正な整備・管理を行う。
- ・独自システムにおいて、より迅速かつ円滑な分配を目指し、また、委託者や PREX 利用者の情報を厳正に整備・管理するため、大幅なシステム改修を行う。
- ・事務局内における委任情報の管理については安全管理措置を講じ、情報保護に努める。
- ・芸団協、aRma および社員団体等の他、音事協(一般社団法人日本音楽事業者協会)、音制連(一般社団法人日本音楽制作者連盟)、MPN(一般社団法人演奏家権利処理合同機構 MPN) など、各関係団体等と協力の上、委任情報を共有し、情報の整備及び適切な管理を行う。
- ・放送番組等の利用促進のために、権利処理を円滑にすべく、本機構の事業内容等を明確にしたパンフレットなどの作成・配布を行うことでアウトサイダー等からの委任受託の拡大に努める。また、不明権利者の検索に協力する。

## [知的財産権普及活動]

### (4) 著作隣接権および肖像権に関する調査研究とその成果の発表

- ・セミナーを開催し、実演家の権利と、放送や新しいメディアによる利用などに関する知識を広める。また、東京以外の地域においても開催し、より広範囲における知識の普及を目指す。

### (5) 映像実演の利用と流通に関する調査研究とその成果の発表

- ・めまぐるしく変化する映像作品を取り巻く状況等についてシンポジウムを開催する。

### (6) 映像実演の権利と利用流通に関する普及広報活動

- ・実演家を取り巻く権利の問題や、放送や配信等における話題を中心に、普及啓蒙活動を行うため、「季刊 PRE」を年4回発行し、その誌面の充実を図る。また、ホームページにおけるコンテンツの充実を図る。

## [その他]

### (7) 関係団体および利用者との連絡提携

- ・芸団協の運営に参加し、事業の協力を行う。
- ・aRmaの運営に参加し、事業の協力を行う。
- ・音事協、音制連、MPNなど、各関係団体等との協力関係を維持する。
- ・コンテンツの円滑な流通促進のため、関係省庁の会議やワーキンググループ等に参加、協力を行う。
- ・関係団体や放送局等との連携強化や情報交換のため、交流会を開催する。
- ・放送番組二次利用のあり方の見直しについて関係団体と協力し検討する。

### (8) その他、目的を達成するために必要な事業

- ・セミナーや「季刊 PRE」の巻頭インタビュー、また、ホームページに掲載している「事務所探訪」などを通じて、本機構と委託者との連携の強化を図る。
- ・本機構の運営基盤を確かなものとするため、賛助会員入会の勧誘活動を行う。
- ・より円滑に本機構の運営を進めるため、規程類や運営体制・業務体制の再確認及び、見直しを行う。
- ・事務局職員の業務能力向上、及び情報セキュリティ確保のための講座受講や、実演に関する知識・教養を深めるため演劇鑑賞等の研修を行う。

以上